

平成 28 年度議会運営委員会所管事務調査 中間報告書

平成 28 年 6 月 29 日

議 会 運 営 委 員 会

1 はじめに

本市議会では、平成 25 年 4 月 1 日に議会基本条例（以下「条例」という。）を施行して以来、その目的のひとつである、「市民に開かれた議会」の実現を目指し、情報開示を推進するとともに、市民による議会活動への参加を促進するため、「会議の原則公開」、「議会報告会の開催」、「議会だよりの発行」、「市民との意見交換会」等の実施に取り組んできた。

このような中、条例施行後、自ら課した使命がどの程度達成されているかについて、条例第 25 条の規定に基づき検証を行った結果、「今後検討する」とした事項が数点抽出された。

このことを受け、本委員会は、今年度の所管事務調査として、抽出された検討事項の整理・見直しを行い、実施等に向けて調査・研究を行っていくことを決定した。

2 調査の経過

回	開催日	協議内容
第 11 回	平成 28 年 4 月 21 日	議会基本条例の検証結果を受け、「今後検討する」とした事項を所管事務調査として調査・研究していくことを決定。検討課題のうち、まず「議決事件の追加」に取り組んでいくこととした。類似団体の調査結果に基づき、議決事件の制定の有無、議決の対象範囲、議員提案の制定過程等を協議。
第 12 回	平成 28 年 5 月 11 日	議決事件の対象として、自治体の最上位の計画で行政運営の根幹である総合計画の策定が現在、議決事件の対象から外れ、策定も任意となっていることから、次期計画の策定に向けた方向性について、所管課である総合政策課から説明を聴取した。
第 13 回	平成 28 年 6 月 3 日	次期総合計画に関し、議決事件の意向、議決事件条例の提案主体、その対象範囲等について、各会派等の意見を集約した結果、総合計画の策定は議決事件とすべきであること、議員による条例提案を行うべきであることは一致をみた。ただし、議決対象の範囲については、総合計画に対する議会の意見反映の観点から意見が分かれ、再度当局の意向等を聴取することとした。
第 17 回	平成 28 年 6 月 21 日	次期総合計画の策定スケジュールと二層構造の関係性等について、当局からの説明及び意見交換を行った。議会の意見反映、事前審査の回避等の観点も検討した結果、議決対象の範囲について、各会派に持ち帰り、意見集約の上、次回結論を出すこととした。
第 18 回	平成 28 年 6 月 23 日	持ち帰りとなった議決対象の範囲について、各会派から意見を集約した結果、議決対象は「総合計画のうち基本構想のみとする。」ことで全会一致をみた。

回	開催日	協議内容
第 19 回	平成 28 年 6 月 23 日	今定例会の最終日に、委員会提出議案として、議決事件の追加に関する条例案を提出することを決定し、条例案の作成を行い、これまでの協議結果を所管事務調査の中間報告としてまとめ、本会議に報告することを決定。

3 総括・提言

条例第 13 条には、「議会が市の重要な計画の決定に参加する観点と市長の政策執行上の必要性を比較衡量の上、積極的に地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議決事件の追加に努めるものとする」と定めている。まさしく、総合計画は、市民にまちづくりの長期的な展望を示す市の重要な計画であり、その策定を議決事件とし、議会で審議することは、市全体の総意による策定の裏付けとなるものと思料される。

類似団体を調査した結果、議決事件を制定している 37 団体のうち、20 団体が改正前の地方自治法で策定及び議決を義務付けていた総合計画（基本構想）を議決事件として制定していた。

次に、当局から、次期総合計画の策定に向けた方向性等について説明を聴取した。

現在、策定が任意となっている総合計画については、その明快性と実効性を向上させるため、従来の三層構造から、長期ビジョンとしての「基本構想」と現行の基本計画及び実施計画を見直し、基本的な取組方針として施策の方向性を示す「総合戦略」の二層構造として策定する方向であることが示された。

また、この「総合戦略」については、首長の執行権の範囲である、施策ごとの重要業績評価指標並びに具体的な施策及び重点プログラムも含み、市長の任期と整合させて策定する旨の方針も示された。

以上のことから、総合計画への議会の関与のあり方として、市民の声を踏まえた施策をより反映させる方法を検討した結果、長期的な視点で市の将来像として普遍性を持たせる「基本構想」のみを議決対象とし、社会情勢の変化に対応して計画期間を短くして策定する「総合戦略」については、対象としないという結論に至った。

その理由として、議会が行政に対し保持する監視機能及び政策提案機能と行政の専属的執行権との均衡を保ち、事前審査に抵触しない限りで、「総合戦略」を含む総合計画全体に対し、議会として調査研究の時間を費やすことが可能と判断したからである。

以上のことから、本委員会としては、「総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定若しくは変更又は廃止」を地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づく議決事件に追加すべきであると提言する。

今後も、さらなる議決事件の拡大に向けて、調査・研究を重ねていくことを申し添え、所管事務調査の中間報告とする。

以上。